

# 第2章

# 安心・安全

市民・地域・市が協力し  
安心して暮らせるまちをめざします

## 第1節 危機管理・防災

危機管理意識が高く、自助・共助・公助が連携し、  
地域防災力の向上をめざすまち

- 2-1-1 地域防災体制の強化
- 2-1-2 災害時初動体制の構築
- 2-1-3 災害応急対策の充実
- 2-1-4 災害を抑える都市基盤の整備
- 2-1-5 非常時の体制の強化

## 第2節 消防・救急

## 第3節 防犯

防犯意識が高く、犯罪を起こさせにくいまち

- 2-3-1 防犯のまちづくりの推進
- 2-3-2 防犯体制の充実

## 第4節 交通安全

交通弱者を守り、誰もが安心して暮らせるまち

- 2-4-1 交通安全意識の普及啓発
- 2-4-2 放置自転車対策の推進
- 2-4-3 誰もが安心して通行できる交通環境の整備
- 2-4-4 交通被害者の救済対策の充実

## 第5節 消費生活

市民が正しい知識を持ち、  
安心・安全な消費活動を行えるまち

- 2-5-1 健全な消費生活の推進
- 2-5-2 消費者活動の支援



## 分野別の主な計画

| 計画名                          | 計画期間                         | 計画概要   |
|------------------------------|------------------------------|--|
| 所沢市地域防災計画<br>(危機管理課)         | 平成27(2015)年1月～               | 住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害時において行政をはじめとする防災関係機関の連携により、総合的かつ計画的な防災体制を整備するとともに防災施策を推進するための計画です。 |
| 国民保護に関する<br>所沢市計画<br>(危機管理課) | 平成25(2013)年7月～               | 武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にするための避難や救援の仕組みなどを定めた計画です。                    |
| 所沢市交通安全計画<br>(交通安全課)         | 平成23(2011)年度～平成27(2015)年度の5年 | 市民の理解と協力のもと、行政関係機関・団体が緊密な連携を図りつつ、総合的・長期的な交通事故防止対策を推進していくための計画です。                         |



はしご乗り(消防出初式)



見守りパトロール



通信指令センター



第1節

# 危機管理・防災

危機管理意識が高く、自助・共助・公助が連携し、地域防災力の向上をめざすまち

## 現状・これまでの主な取り組み

- 「災害対策基本法」に基づき、「所沢市地域防災計画<sup>\*</sup>」に定める方法により「避難行動要支援者名簿<sup>\*</sup>」の整備を推進しています。
- 消防団事務が平成25年度に埼玉西部消防組合から市に移管されました。
- 災害時の避難場所や対応等について周知するため、「防災ガイド・避難所マップ」を全戸配布しました。
- 東日本大震災以降、防災行政無線の有効性についての市民ニーズに対応するため、増設を行っています。
- 耐震性貯水槽や備蓄倉庫の増設を進めています。
- 女性や要配慮者<sup>\*</sup>、帰宅困難者に配慮した災害対策を推進しています。
- 「国民保護に関する所沢市計画<sup>\*</sup>」を策定し、国や県と連携した避難や救助等の仕組みづくりを推進しています。

## 課題

- 地域の防災力の向上を図るため、地域の特性に合った地域住民による安全で迅速な避難行動支援の仕組みを構築することが必要です。
- 「避難行動要支援者名簿」に基づき、支援者の決定や個別支援計画の策定を進めることが必要です。
- 災害時において、スムーズな避難ができるよう、さらに避難場所等に関して周知することが必要です。
- 災害時における情報伝達や連絡体制、女性や要配慮者、帰宅困難者の支援等、応急対策の充実が必要です。
- 災害を抑える都市基盤を整備することが必要です。
- 緊急事態発生時や有事の際の体制を強化することが必要です。



総合防災訓練(救助訓練)

<sup>\*</sup>地域防災計画…災害対策基本法（第40条・第42条）に基づき、各地方公共団体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。  
<sup>\*</sup>避難行動要支援者名簿…高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、作成が義務付けられた。  
<sup>\*</sup>要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に配慮を要する方。  
<sup>\*</sup>国民保護に関する所沢市計画…国民保護法に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等から住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などを的確かつ迅速に実施することを目的に策定する計画。





## 基本方針

### ◆2-1-1

#### 地域防災体制の強化

「所沢市地域防災計画」に基づき、市と地域が一体となった防災対策の強化を行います。

また、地域での支え合い体制を構築するため、自助<sup>※</sup>・共助<sup>※</sup>の重要性や実効性について周知を図るとともに自主防災組織<sup>※</sup>の強化を図ります。

さらに、地域防災力の要となる消防団の施設・装備の充実と消防団員の資質の向上に努めます。

### ◆2-1-2

#### 災害時初動体制の構築

災害時において、スムーズな避難ができるよう、避難場所等に関する周知を行います。

### ◆2-1-3

#### 災害応急対策の充実

災害が発生または発生が予想される場合の情報伝達や連絡体制の構築を進めます。

また、要配慮者に対する支援活動や帰宅困難者に対する支援及び災害時応援協定<sup>※</sup>の充実に努めます。

### ◆2-1-4

#### 災害を抑える都市基盤の整備

建物の倒壊や火災の延焼を防ぐため、密集市街地の環境の改善や公園などの避難場所の整備に取り組みます。

### ◆2-1-5

#### 非常時の体制の強化

事件・事故等の緊急事態発生時における早期の情報収集及び関係機関との情報共有化を図ります。

また、有事の際などは、「国民保護に関する所沢市計画」に基づき、国・県などの関係機関と連携しながら対応を行います。



## 防災 行政無線が 増えたきっかけとは？

平成23年3月の**東日本大震災**時、市内には60箇所の防災行政無線が設置されていましたが、これは市全域を放送可聴範囲とする必要数の3割程度でした。

このため、市民の皆さまから、防災行政無線からの災害関連情報や計画停電の情報が得られなかった、また、聴き取りにくい等の申し立て、問い合わせが相次ぎました。

このことから、防災行政無線について、これまでの指定避難場所のみへの整備（避難者への情報提供）から、放送塔の増設による災害情報提供手段の拡充へと方針転換をすることにしました。



※自助…家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自ら（家族も含む）の命を自らが守ること、または備えること。

※共助…地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の人々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。

※自主防災組織…「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成され、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

※災害時応援協定…災害発生時における応急復旧活動や応急物資の提供等、人的、物的支援等について自治体と民間事業者や関係機関、または自治体間で締結される協定。





## 計画期間における目標指標

| 指標名                   | 単位 | 現状値  | 年度別目標値 |      |      |      |  | 増加 |
|-----------------------|----|------|--------|------|------|------|--|----|
| 家具などの転倒防止策を行っている市民の割合 | %  | H25  | H27    | H28  | H29  | H30  |  |    |
|                       |    | 42.3 | 44.1   | 45.0 | 45.9 | 46.8 |  |    |

説明：防災の自助の取り組みの状況を示す指標です。

現状値は、平成25年度の市民意識調査の設問「あなたのご家庭では、家具などの転倒防止策を行っていますか」に対して、「全ての家具に転倒防止策を行っている」「寝室のみ転倒防止策を行っている」「寝室以外の転倒防止策を行っている」と回答した人の割合です。目標値は、毎年度0.9ポイントの増加をめざすものです。



関連する基本方針 2-1-1

| 指標名     | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 |     |     |     |  | 増加 |
|---------|----|-----|--------|-----|-----|-----|--|----|
| 自主防災組織数 | 組織 | H25 | H27    | H28 | H29 | H30 |  |    |
|         |    | 196 | 202    | 205 | 208 | 211 |  |    |

説明：防災の共助の取り組みとして地域で活動する組織の数を示す指標です。

現状値は、平成25年度の自主防災組織の数です。

目標値は、毎年度3組織の増加をめざすものです。

関連する基本方針 2-1-1

| 指標名                 | 単位 | 現状値  | 年度別目標値 |     |     |     |  | 増加 |
|---------------------|----|------|--------|-----|-----|-----|--|----|
| 備蓄食料の想定必要数に対する備蓄達成率 | %  | H25  | H27    | H28 | H29 | H30 |  |    |
|                     |    | 87.3 | 100    | 100 | 100 | 100 |  |    |

説明：防災の公助\*の取り組みの状況を示す指標です。

現状値は、平成25年度の備蓄食料の想定必要数に対する備蓄達成の割合です。

目標値は、毎年度100%をめざすものです。

\*想定避難者（10,381名×3食×3日）＋救助者1割（9,342食）＋訓練での活用（20,000食）＝122,771食→予備を含め想定必要数は13万食

関連する基本方針 2-1-1

| 指標名        | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 |     |     |     |  | 増加 |
|------------|----|-----|--------|-----|-----|-----|--|----|
| 消防団団員定員充足率 | %  | H25 | H27    | H28 | H29 | H30 |  |    |
|            |    | 98  | 100    | 100 | 100 | 100 |  |    |

説明：地域防災力としての消防団の強化の度合いを示す指標です。

現状値は、平成25年度の地域で活動する消防団員の定員充足の割合です。

目標値は、毎年度100%をめざすものです。

関連する基本方針 2-1-1

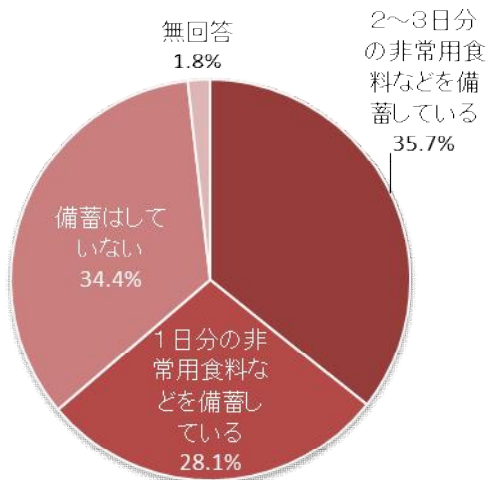
\*公助…市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。





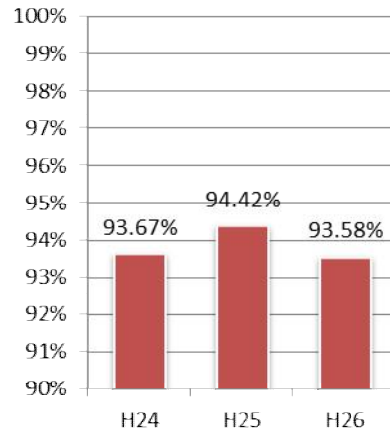
### 災害に備えた非常用食料などを備蓄している市民の割合

(平成 25 年度市民意識調査)



### 自主防災組織の結成率

(危機管理課資料、各年4月1日現在)



教えて！  
トコロん

### 自助・共助ってなあに？



防災や減災※において、「自助」「共助」「公助」の割合は、**7：2：1**とされています。

**自分の身は自分で守る「自助」**は防災対策において最も重要で、日頃からできることとしては、家庭での食料の備蓄や家具の固定（転倒防止）、住宅の耐震化などが挙げられます。

また、災害発生直後の公的な支援には限界があります。それを補うのが**地域での助け合い「共助」**になります。阪神・淡路大震災において瓦礫の中から救助された人の割合は、「公助」による救出に比べ、家族や近所の人たちの「共助」による救出が大きく上回っています。

「自助」「共助」「公助」により、市民の皆さんとともに災害発生時の被害を最小限にできるよう防災対策に取り組んでいます。

※減災…災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。「防災」が被害を出さないことをめざす総合的な取り組みであるのに対して、「減災」とはあらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。



# 消防・救急

- 第5次所沢市総合計画前期基本計画「まちづくりの目標」第2章「安心・安全」の第2節「消防・救急」に掲載している本市の消防・救急に関する施策については、平成25年4月1日に発足した埼玉西部消防組合が取り組んでいます。
- 埼玉西部消防組合は、所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市で構成され、共同で消防行政を進めています。
- 消防行政を進めるための費用のほとんどは、構成する市の負担金からなり、初動体制の強化等、スケールメリットを活かして安心・安全の提供に努めています。
- 前期基本計画のこの節に位置付けられていた「消防力の充実」、「火災予防対策の推進」、「救急体制の充実、救急業務の高度化の推進」、「広域的な消防体制の推進」などの方針については、第5次所沢市総合計画後期基本計画と同時に計画がはじまる、「第1次埼玉西部消防組合総合計画基本計画」の各章（分野別基本方針）に「自律的消防行政の推進」、「消防施設の整備」、「消防力の強化」、「予防行政の推進」、「大規模災害対応力の強化」として位置付けられ、引き続き埼玉西部消防組合が施策を推進します。



## 埼玉西部消防組合の 発足について

国においては、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、自主的な市町村消防の広域化を推進することが必要であるとして、「消防組織法の一部を改正する法律」（改正消防組織法）の公布・施行（平成18年6月14日）により、第4章に「市町村の消防の広域化」の章が新たに設けられました。

この改正消防組織法で、市町村の消防の広域化とは、2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、消防体制の確立を図るものとしています。

本市の消防組織は、「埼玉県消防広域化推進計画」に基づき、**所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市を構成市とする埼玉西部消防組合**として、**平成25年4月1日に発足**しました。



消防出初式







## 「第1次埼玉西部消防組合総合計画基本計画」の概要

- 消防組合では、消防広域化の効果を十分に発揮できるよう部隊運用及び事務処理等を一元的に管理し、災害時における初動体制の強化と消防行政の円滑な運営に努めています。一方、火災予防対策や救急需要の増大、大規模地震等の自然災害、山林火災等の地域特有の災害といった複雑多様化・大規模化するさまざまな災害に備えることが重要な課題となっています。また、市負担金を主な財源とし消防行政を運営していることから、効率的で効果的な行財政運営を進めることが求められています。
- このような消防行政を取り巻く状況に配慮しつつ、住民の生命、身体及び財産をさまざまな災害から守るため、「第1次埼玉西部消防組合総合計画基本計画」を策定し、基本計画には、消防組合の「現況と課題」を踏まえた「将来目標と取組方針」を掲げ、それらをより具体的なものとするための「分野ごとの基本方針と施策」、「主なとりくみ」などを示し、その実現をめざします。
- 消防は、国民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守るとともに、これらの災害による被害を軽減することを主な任務としています。埼玉西部消防組合の総合計画は、こうした消防防災分野に特化した計画であり、基本計画と実施計画の2層で構成されています。
- 消防力の適正化による住民サービスの確保や行財政運営の効率化を図り、消防の広域化を意義あるものとしていくためには、構成市等の意向や地域特性、経費負担問題など、調査研究結果を踏まえて長期的かつ総合的な視点に立った計画が求められることから、基本計画の計画期間を平成27年度

から平成36年までの10年間とし、実施計画については、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、3か年計画を毎年度見直すこととしています。



埼玉西部消防局管内図





第3節

# 防犯

防犯意識が高く、犯罪を起こさせにくいまち

## 現状・これまでの主な取り組み

- 「所沢市防犯のまちづくり推進条例\*」に基づき、市・市民・関係機関等が連携し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくり\*を推進しています。
- 空き家に特化した条例として、全国初の「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理不全な空き家の適正管理を所有者に求める対策を行っています。
- 防犯指導者養成講座による人材育成や、自主防犯団体に対して防犯パトロール用品の貸し出しなどを行っています。



見守りパトロール

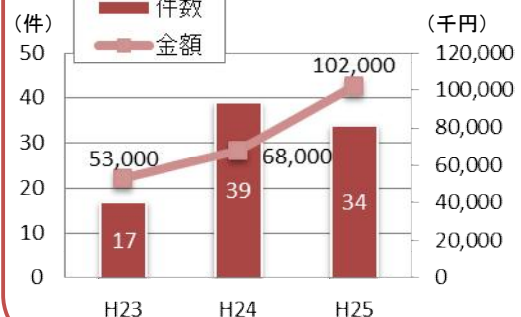
## 課題

- 防犯のまちづくりを推進するためには、市・市民・関係機関等が連携して取り組むことが必要です。
- 振り込め詐欺等への対策を引き続き実施することが必要です。



### 振り込め詐欺被害の件数・金額

(防犯対策室資料)



## 振り込め詐欺「不審に思ったら所沢警察にご連絡を！」

振り込め詐欺には、4種類あります。

- **オレオレ詐欺**…息子さんやお孫さんを名乗って「携帯電話の番号が変わった」、「カバンをなくした」、「代わりの者が現金を取りに行く」などと言って騙す手口です。現金を直接犯人に手渡すことから「手渡し詐欺」という言葉を用いて、わかりやすく広報することもあります。
- **還付金詐欺**…市役所や社会保険事務所を名乗って「医療費の過払い金があります」、「キャッシュカードを持って近くのATMに行ってください」などと言って騙す手口です。
- **架空請求詐欺**…△△証券や□□商事など、実際に存在する会社を名乗って「あなたに未公開株を買う権利があります」などと騙して、郵送やバイク便などで現金を郵送させます。
- **融資保証金詐欺**…融資を申し込むと「手数料として現金を振り込んで下さい」などと言って現金を振り込ませ、実際には融資をしないものです。

\*所沢市防犯のまちづくり推進条例…市、市民、事業者等が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、各役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会をなくし、犯罪を起こさせにくい地域環境をつくることを基本理念として制定している条例。

\*犯罪を起こさせにくい地域環境づくり…まちをきれいにし、あいさつをしあう、防犯パトロールをするなど、住民同士の連携が強く、スキのないまちだと見せることで、犯罪が起きにくいまちづくりをしていくこと。「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」にこの考えがあることから、「所沢市防犯のまちづくり推進条例」を含め、県内でも広く使われている表現。



## 基本方針

### ◆2-3-1

#### 防犯のまちづくりの推進

「所沢市防犯のまちづくり推進条例」の理念に基づき、市・市民・関係機関等が相互に連携し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりに取り組みます。

また、「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」の周知を図ります。

### ◆2-3-2

#### 防犯体制の充実

防犯意識の高揚及び醸成を図るため、市・市民・関係機関等が相互に連携し、防犯体制の充実を図ります。

また、防犯情報を防災行政無線やところざわほっとメールなど、多様な広報媒体を通して提供します。



### 計画期間における目標指標

| 指標名       | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 |     |     |     |     | 増加 |
|-----------|----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|----|
|           |    |     | H25    | H27 | H28 | H29 | H30 |    |
| 自主防犯団体組織数 | 団体 | H25 | H27    | H28 | H29 | H30 |     |    |
|           |    | 223 | 229    | 232 | 235 | 238 |     |    |

説明：防犯意識を持った活動団体の組織数を示す指標です。  
現状値は、平成25年度の自主防犯団体組織の数です。  
目標値は、毎年度3団体の増加をめざすものです。

関連する基本方針 2-3-1

| 指標名    | 単位 | 現状値   | 年度別目標値 |       |       |       |     | 減少 |
|--------|----|-------|--------|-------|-------|-------|-----|----|
|        |    |       | H25    | H27   | H28   | H29   | H30 |    |
| 犯罪発生件数 | 件  | H25   | H27    | H28   | H29   | H30   |     |    |
|        |    | 3,751 | 3,528  | 3,422 | 3,319 | 3,219 |     |    |

説明：防犯に関する取り組みの成果を測る指標です。  
現状値は、平成25年度の犯罪発生件数です。  
目標値は、毎年度3%の減少をめざすものです。

関連する基本方針 2-3-1

| 指標名                 | 単位 | 現状値  | 年度別目標値 |      |      |      |     | 増加 |
|---------------------|----|------|--------|------|------|------|-----|----|
|                     |    |      | H25    | H27  | H28  | H29  | H30 |    |
| 適正管理を指導した空き家の改善・解決率 | %  | H25  | H27    | H28  | H29  | H30  |     |    |
|                     |    | 58.6 | 70.0   | 70.0 | 70.0 | 70.0 |     |    |

説明：犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの一環として、管理不全な空き家の是正割合を示す指標です。  
現状値は、平成25年度の適正管理の指導により空き家が改善・解決した割合です。  
目標値は、毎年度70%以上をめざすものです。

関連する基本方針 2-3-1



第4節

# 交通安全

交通弱者を守り、誰もが安心して暮らせるまち

## 現状・これまでの主な取り組み

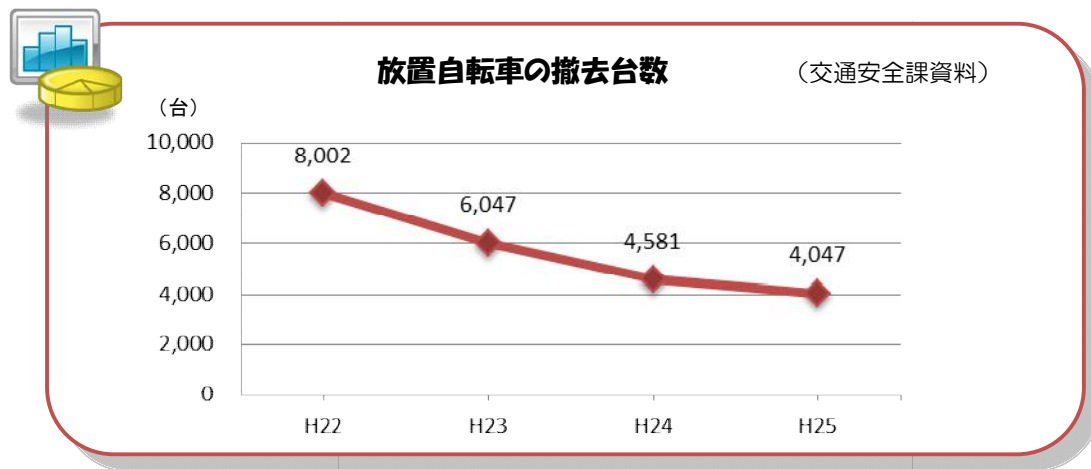
- 保育園・幼稚園・小学校・特別支援学校※・高齢者施設等で、自転車のマナーアップをはじめとした交通安全教室等を実施したことにより、一定の効果が得られています。
- 自転車及び自動車運転者、歩行者等へ交通安全の注意喚起を行うため、地域等の要望を踏まえ、路面標示等の交通安全施設※を整備しています。
- 地域や学校からの要望箇所や事故が発生した場所における警察や道路管理者等との協議に基づき、交通安全対策を実施しています。



交通安全キャンペーン  
(所沢航空記念公園)

## 課題

- 近年、増加傾向にある自転車事故や高齢者が巻き込まれる事故に対応するための取り組みが必要です。
- 交通遺児手当等の受給漏れがないよう、受給資格者へ常時周知していくことが必要です。
- 駅周辺の放置自転車※は減少傾向にあるものの、駐車秩序を確立する観点から、継続的に自転車利用者への啓発活動等を行うことが必要です。



※特別支援学校…障害のある子どものために、多様な配慮がされた学校の一つ。

※交通安全施設…交通の安全と円滑、交通事故の防止等をめざして整備するもの。都道府県警察が整備するもの(交通管制センター、交通信号機、交通情報板、道路標識、道路表示など)と、道路管理者が整備するもの(道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など)がある。

※放置自転車…自転車駐車場以外の場所において、自転車の利用者が自転車を離れて、直ちに移動させることができない状態に当該自転車を置くことをいう。



## 基本方針

### ◆2-4-1

#### 交通安全意識の普及啓発

交通事故の防止を図るため、市民の交通ルールの順守と交通マナーの向上の啓発に努めます。

また、事故が多い高齢者・幼児・児童・自転車利用者を対象に、関係機関と連携して交通安全教室等を実施することで、交通安全意識の啓発を図ります。

### ◆2-4-2

#### 放置自転車対策の推進

自転車利用者への啓発活動を通して、駅周辺における放置自転車の解消を図り、自転車の駐車秩序を確立するよう、努めます。

また、鉄道事業者や大型店舗等を対象に自転車駐車場の整備など、自転車対策に関する協力を要請します。

### ◆2-4-3

#### 誰もが安心して通行できる 交通環境の整備

高齢者・障害者・幼児や児童などの安全性に配慮し、適切な交通安全施設の整備に取り組むことで、歩行者が安心して歩ける環境を構築します。

また、地域の実情に合った交通環境を実現するため、関係機関へ道路改良や交通規制を要請します。

### ◆2-4-4

#### 交通被害者の救済対策の充実

交通遺児の生活安定の一助とするため、交通遺児手当・交通遺児奨学金などの制度を維持します。



高齢者を対象とした交通安全教室



交通指導員による安全教育





## 📌 計画期間における目標指標

| 指標名         | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 |     |     |     | 増加 |
|-------------|----|-----|--------|-----|-----|-----|----|
| 交通安全啓発活動の回数 | 回  | H25 | H27    | H28 | H29 | H30 |    |
|             |    | 208 | 218    | 223 | 228 | 233 |    |

説明：子どもや高齢者をはじめとした市民への交通安全教育・啓発活動の取り組み実績を示す指標です。

現状値は、平成25年度の交通安全啓発活動の回数です。

目標値は、毎年度5回の増加をめざすものです。

関連する基本方針 2-4-1

| 指標名                | 単位 | 現状値   | 年度別目標値 |     |     |     | 減少 |
|--------------------|----|-------|--------|-----|-----|-----|----|
| 交通事故(人身事故)発生件数(概数) | 件  | H25   | H27    | H28 | H29 | H30 |    |
|                    |    | 1,497 | 現状値未満  |     |     |     |    |

説明：交通安全意識の普及啓発や交通環境の整備に対する成果を測る指標です。

現状値は、平成25年度(平成25年1年間)の所沢市内における交通事故(人身事故)件数の概数です。

目標値は、毎年度、現状値未満をめざすものです。

関連する基本方針 2-4-1

| 指標名     | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 |     |     |     | 減少 |
|---------|----|-----|--------|-----|-----|-----|----|
| 放置自転車台数 | 台  | H25 | H27    | H28 | H29 | H30 |    |
|         |    | 59  | 55     | 53  | 51  | 50  |    |

説明：市内9駅周辺における駐車秩序の確立状況を示す指標です。

現状値は、平成25年度3月の晴れの平日(任意)の市内全体の駅周辺放置自転車台数です。

目標値は、平成30年度までに50台をめざすものです。

関連する基本方針 2-4-2



放置自転車の撤去状況  
(新所沢駅西口)



駅周辺の整備された自転車駐車場(緑町)



教えて！  
トコロん

## 交通事故が多い時間帯は？



所沢市における交通事故の発生件数をみると、**朝の通勤時間帯**や**夕方から夜間**に多く発生する傾向にあります。

朝の通勤時間帯は自動車のほか、歩行者や自転車も多く道路を使用していることや、それぞれの急ぐ気持ちが事故につながりやすい状況を生み出しているといえます。

また、夕方16時～18時頃の薄暮時は、周囲が見えにくく、周りの危険に気づくのが遅れるため、交通事故が多く発生しています。このため、夕方や夜間の外出時には、反射材を身につけることが交通事故防止に効果的です。反射材は、歩行者や自転車利用者が身につけることで、車のライトを反射し、遠くからも自身の存在を車の運転手にアピールすることができます。所沢市では、夕方や夜間の交通事故を防止するため、市内各所で実施している啓発活動等において、反射材の着用を推進しています。



第5節

# 消費生活

市民が正しい知識を持ち、  
安心・安全な消費活動を行えるまち

## 現状・これまでの主な取り組み

- 消費者問題を解消するため、消費生活センター※を中心に関係機関と連携しながら、消費生活相談員による相談業務を実施しています。
- 出前講座・消費生活展等を通して、消費者教育に取り組んでいます。



消費生活センター(所沢市宮本町)

## 課題

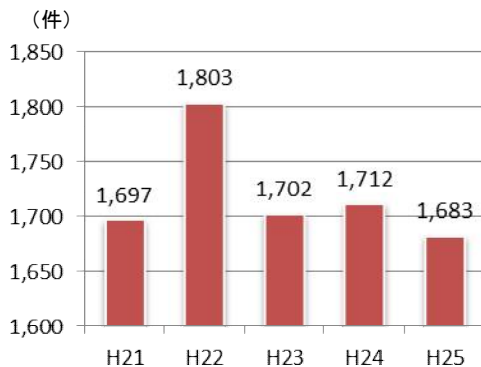
- 複雑・多様化する消費者問題への迅速かつ適切な対応を行うため、消費生活相談員のさらなるレベルアップが必要です。
- 消費者問題の事例が複雑・多様化しているため、国民生活センターや他の自治体の相談員等との情報共有をさらに進めるとともに、相談体制の強化が必要です。
- 被害の未然防止及び拡大防止のため、特に若年層や高齢者に対する消費者教育が必要です。



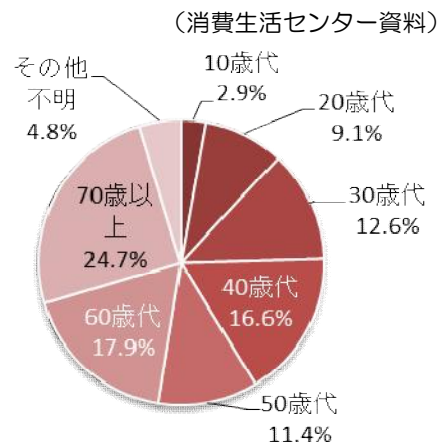
消費生活に関する講座



### 消費生活相談件数の推移



### 平成 25 年度の年代別相談割合



※消費生活センター…電話または面接により契約上のさまざまなトラブルや悪質商法などによる被害、多重債務で悩んでいる方の相談など、消費生活全般に関する相談に対して、専門の相談員が問題解決のために適切なアドバイスや情報提供を行う機関。



## 基本方針

### ◆2-5-1

#### 健全な消費生活の推進

複雑・多様化する消費者相談に対応するため、関係機関と連携し、迅速かつ適切なアドバイスを行うなど、相談体制の充実を図ります。

また、商品・製造の安全性や適正な表示が確保され、消費者に届けられるよう、関係法令に基づき立入検査を行います。

### ◆2-5-2

#### 消費者活動の支援

消費者問題の解決や環境にやさしい消費生活の実践に向けて、講演会の開催やパンフレット配布など、さまざまな活動を通して情報の発信を行います。

また、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費者教育の推進を図ります。

さらに、さまざまな消費者活動が相互に連携・協力できるよう、消費者団体等の活動を支援します。

### 📌 計画期間における目標指標

| 指標名        | 単位 | 現状値  | 年度別目標値 |     |     |     | 増加 |
|------------|----|------|--------|-----|-----|-----|----|
|            |    |      | H27    | H28 | H29 | H30 |    |
| 消費生活相談の解決度 | %  | H25  | H27    | H28 | H29 | H30 | ↑  |
|            |    | 98.6 | 現状値以上  |     |     |     |    |

説明：消費生活相談業務の充実度を示す指標です。

現状値は、平成25年度の相談のうち、何らかの解決策を講じることができた件数の割合です。

目標値は、毎年度、現状値以上をめざすものです。

関連する基本方針 2-5-1

| 指標名             | 単位 | 現状値  | 年度別目標値 |     |     |     | 増加 |
|-----------------|----|------|--------|-----|-----|-----|----|
|                 |    |      | H27    | H28 | H29 | H30 |    |
| 消費に関する講座参加者の理解度 | %  | H25  | H27    | H28 | H29 | H30 | ↑  |
|                 |    | 97.7 | 現状値以上  |     |     |     |    |

説明：消費者教育に対する取り組み状況を示す指標です。

現状値は、平成25年度の講座参加者の理解度です。

目標値は、毎年度、現状値以上をめざすものです。

関連する基本方針 2-5-2

アンケート



教えて！  
トコろん



### 消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、消費生活に関する相談の実施、消費者が消費トラブルに遭わないよう相談員による消費生活に関する講座開催の受付、展示コーナーでは、くらしに役立つ資料を提供するとともに、悪質商法の啓発パネルを常時展示しています。

